

6. 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	
地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	1,102,901 千円
(歳出)	
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	12,880,885 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	721,490	513,752		41	41,888	165,809
	児童福祉事業	3,992,112	2,860,850	1,400	100,189	207,656	822,017
	母子福祉事業	822,276	441,581		43	76,766	303,886
	高齢者福祉事業	316,872	64,316		44,426	41,975	166,155
	障害者福祉事業	2,473,316	1,667,205		35,496	155,412	615,203
	生活保護事業	1,160,692	920,093			48,523	192,076
	小計	9,486,758	6,467,797	1,400	180,195	572,220	2,265,146
社会保険	国民健康保険事業	654,810	330,424			65,420	258,966
	高齢者医療事業	865,840	120,117		766	150,238	594,719
	介護保険事業	935,166	48,945			178,726	707,495
	年金事業	319	319				
	小計	2,456,135	499,805		766	394,384	1,561,180
保健衛生	医療対策事業	224,911	371		16,400	41,977	166,163
	予防対策事業	646,880	194,326		41,073	82,984	328,497
	保健指導事業	66,201	5,221		4,763	11,336	44,881
	小計	937,992	199,918		62,236	136,297	539,541
合計		12,880,885	7,167,520	1,400	243,197	1,102,901	4,365,867